

○軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例施行規則

平成22年9月1日規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例（平成22年軽井沢町条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大規模開発行為 長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）第29条各号に掲げる行為であって、当該各号に規定する基準を超えるものをいう。
- (2) 大規模建築物 建築面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第2号に規定する建築面積をいう。）が1,000平方メートルを超える建築物をいう。

(協議対象土地利用行為)

第3条 条例第7条第1項の規則で定める土地利用行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 土地の分譲又は分割（3区画以上のものに限り、分筆を伴わないものを含む。）
- (2) 土地の区画の再分割（分筆を伴わないものを含む。）
- (3) 運動場、テニスコート、ゴルフ場、スキー場その他のスポーツ若しくはレクリエーション施設の設置又は変更
- (4) 建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築若しくは移転（以下「建築等」という。）。ただし、一戸建て専用住宅（同一棟内に独立した住戸が2以上あるものを除く。）の建築等及びこれに附属する自動車車庫、物置その他の建築物等のうち簡易な構造のものの建築等を除く。
- (5) 建築物等の用途の変更。ただし、一戸建て専用住宅への用途の変更を除く。
- (6) 建築物等を利用し、又は利用しないで行われる飲食物の提供若しくは興行その他これらに類する行為
- (7) 廃棄物に係る施設、資材置場若しくは路外駐車場（その面積が300平方メートル以上のものに限る。）の設置又は変更
- (8) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設の設置又は変更
- (9) 土地の形質変更及び埋立てであって、次に掲げるもの
 - ア 土地の形質変更及び埋立てを行う面積が300平方メートル以上であって、それにより生じる法面又は擁壁の高さが1.5メートル以上となるもの

イ 土地の形質変更及び埋立てを行う土地が町長が別に定める特定道路等に隣接するもの

(10) 地下水（軽井沢町地下水保全条例（平成24年輕井沢町条例第21号）に規定する井戸において採取する地下水を除く。）又は温泉の採取を目的とする土地の掘削

(11) 木竹の伐採であつて、その面積が300平方メートル以上のもの又は町長が別に定める特定道路等から望見することのできる山の輪郭線を変更するもの。ただし、次に掲げる伐採を除く。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1項に規定する地域森林計画の対象となっている民有林の立木の伐採

イ 除伐、間伐、整枝その他木竹の保育のために通常行われる木竹の伐採

ウ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

エ 電気供給又は電気通信のための施設その他これらに類するものの保守の支障となる木竹の伐採

オ 林業の事業活動として行われる皆伐を除く木竹の伐採

(12) 前各号に定めるもののほか、自然環境又は生活環境に影響を及ぼすおそれのある土地利用行為であつて、町長があらかじめ当該行為の内容を確認する必要があると認められるもの（土地利用行為協議書）

第4条 条例第7条第1項の土地利用行為協議書は、土地利用行為協議（変更）書（様式第1号）によるものとし、その提出部数は2部とする。

2 土地利用行為協議書には、次の各号に掲げる書類をそれぞれ添付しなければならない。ただし、町長が必要ないと認める書類にあつては、省略することができる。

(1) 土地利用行為概要書

(2) 位置図及び案内図

(3) 公図の写し

(4) 土地利用現況図その他現況の土地利用等を把握できる書類

(5) 土地利用計画図

(6) 建築物計画図

(7) 植栽計画図

(8) 近隣住民等説明経過書

(9) その他町長が必要と認める書類

（一団の土地等における協議対象土地利用行為の適用除外）

第5条 条例第7条第3項ただし書に規定する規則で定める土地利用行為は、先行する土地利用行

為に係る条例第10条に規定する協議終了確認書が通知されてから、原則として3年を経過した後
に、条例第7条第1項に規定する土地利用行為協議書の提出があった土地利用行為とする。

(説明の範囲)

第6条 条例第8条の説明を行うべき範囲は、次の各号に定める区域とする。

- (1) 鉄塔その他これに類する工作物（以下この号において「鉄塔等」という。）の建築等 建築等をしようとする鉄塔等の水平投影外周線に囲まれた土地からの水平距離が当該鉄塔等の高さ
に2を乗じて得た数の範囲内の区域
- (2) 夜間照明施設の設置 設置しようとする夜間照明施設の光源（光源よりも支柱が照明施設
を設置する土地の境界線に近接している場合は、支柱）の中心点を結ぶ線の水平投影線に囲ま
れた土地からの水平距離が30メートル以内の区域
- (3) 共同住宅若しくは長屋（兼用住宅を含む。）又は宿泊施設（以下この号において「共同住
宅等」という。）の建築等 建築等をしようとする共同住宅等の敷地の境界線からの水平距離
が50メートル（共同住宅等の建築等が大規模開発行為であるときは、100メートル）以内の区域
- (4) 太陽光発電施設の設置 設置しようとする太陽光発電施設の水平投影外周線からの水平距
離が50メートル（太陽光発電施設を設置する敷地の面積が1ヘクタールを超える場合は、100メ
ートル）以内の区域
- (5) 墓地、納骨堂、葬祭場その他これらに類する施設の設置又は変更設置又は変更しようとし
る施設の敷地の境界線（その境界線が、当該土地利用行為者又はその者に関連する土地所有者
等の所有等に係る土地との境界線であるときは、当該土地の境界線とする。次号において同じ。）
からの水平距離が200メートル以内の区域
- (6) 火葬場その他これに類する施設の設置又は変更 設置又は変更しようとする施設の境界線
からの水平距離が500メートル以内の区域
- (7) 前各号以外の協議対象土地利用行為 協議対象土地利用行為を行おうとする敷地の境界線
（その境界線が道路その他の公共の用に供する土地との境界線であるときは、その土地の反対
側の境界線）に接する土地の区域

2 次の各号に掲げる協議対象土地利用行為に係る条例第8条の説明は、町長が別に定める説明会
を開催する方法によるものとする。ただし、第2号及び第3号にあっては、協議対象土地利用行
為の内容、周辺区域の状況その他の事項を勘案し、当該説明会の開催が必要ないと認められるも
のについては、この限りでない。

- (1) 大規模開発行為

(2) 大規模建築物の建築等

(3) 墓地、納骨堂、葬祭場、火葬場その他これらに類する施設に係る土地利用行為

(協議終了確認書)

第7条 条例第10条の協議終了確認書は、協議終了確認（変更）書（様式第2号）によるものとする。

(身分証明書)

第8条 条例第14条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第3号）によるものとする。

(公表の方法)

第9条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について、軽井沢町公告式条例（昭和28年輕井沢町条例第4号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示、広報紙への掲載その他町長が適当と認める方法により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

(2) 勧告を受けた者の住所（法人にあっては、所在地及び代表者の住所）

(3) 勧告の内容及び正当な理由がなく当該勧告に従わなかった旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(意見を述べる機会の付与)

第10条 条例第16条第2項の公表通知書は、次に掲げる事項を記載した公表通知書（様式第4号）によるものとする。

(1) 公表しようとする事実の内容及び根拠となる条例の条項

(2) 公表の理由

(3) 次項に規定する意見書の提出先及び提出期限

(4) 口頭で意見を述べることを申し立てることができる旨

2 条例第16条第2項の規定による意見陳述は、当該公表に対する意見を記載した書面（次項において「意見書」という。）を町長に提出して行うものとする。この場合において、証拠書類等を提出することができる。

3 町長は、当該意見陳述人から申立てがあったときは、前項の規定にかかわらず、意見書の提出とともに口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成25年5月10日規則第11号）

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

附 則（平成29年12月1日規則第19号）

この規則は、平成29年12月1日から施行する。

附 則（令和3年9月30日規則第9号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和4年5月20日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年8月28日規則第20号）

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

附 則（令和8年9月30日規則第24号）

この規則は、令和8年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

土地利用行為協議（変更）書

（規則第3条第1号～第3号、第7号～第11号に該当する土地利用行為）

年 月 日

軽井沢町長

様

土地利用行為者

住 所

氏名（自署）

代理（提出）人

住 所

氏名（自署）

連絡先（TEL）

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

土地利用行為の内容						
土地利用行為の所在地					地 目	
区 域 及 び その付近の状況					適用区分	
					用途地域	
土 地 利 用 計 画	総 面 積	m ²	道路用地面積	m ²	分譲地面積	m ²
	公園用地面積	m ²	区 画 数	区画	伐採面積	m ²
関 連 行 為 の 概 要	1. 支障木の伐採・抜根 2. フェンス 3. 調整池 4. 擁壁 5. 樹木の移植・植栽 6. その他（ ） （施行方法： ）					
給 水 計 画	1. 町上水道 2. 簡易水道 3. 井 戸 4. その他（ ）					
雨 水 処 理 計 画	1. 土側溝 2. U字溝 3. 集水升 4. 調整池 5. その他（ ）					
駐 車 場 計 画						
土 地 の 所 有 者						
予 定 期 間（工事）	関係諸法令による許可等の日 ～ 年 月 日まで					
備 考						
添 付 書 類	☐ 誓約書 ☐ 事業概要 ☐ 位置図・案内図 ☐ 公図の写 ☐ 利用計画図 ☐ 造成図（平、横・縦断面図） ☐ 給排水関係図 ☐ 雨水処理関係図 ☐ 植栽関係図 ☐ 現況写真 ☐ 近隣等説明経過書 ☐ 地番一覧、登記事項証明書 ☐ 区画面積表 ☐ その他（使用承諾書、賃貸契約書、管理規約等 ）					

（注） 法人にあっては、名称の記載及び代表者の記名押印をもって自署に代えることができる。

土地利用行為協議（変更）書

（規則第3条第4号、第5号、第7号、第8号、第10号に該当する土地利用行為）

年 月 日

軽井沢町長

様

土地利用行為者

住 所

氏名（自署）

代理（提出）人

住 所

氏名（自署）

連絡先（TEL）

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

土地利用行為の内容										
土地利用行為の所在地										
区域及びその付近の状況								適用区分		
主要用途								用途地域		
					敷地面積	m ²		地 目		
施 工 方 法	建築面積	m ²				延べ面積	m ²			
	建ぺい率	% ()				容 積 率	% ()			
	1階面積	m ²		2階面積	m ²		3階面積	m ²		
	主 要 材 料							地階面積	m ²	
	地上 階	地下 階	最高の高さ		m		合計面積	m ²		
	外 部 仕 上 げ 及 び 色 彩			屋根仕上げ→ 外部仕上げ→				色彩→ 色彩→		
	関 連 行 為 の 概 要									
	施工後の周囲の取扱									
給 水 計 画					便所の種類					
駐 車 場 計 画					雑排水計画					
収 容 人 員					土地所有者					
予 定 期 間（工 事）	関係諸法令による許可等の日 ～ 年 月 日まで									
備 考										
添 付 書 類	☐ 誓約書 ☐ 事業概要 ☐ 位置図・案内図 ☐ 公図の写 ☐ 配置図 ☐ 各階平面図・屋根伏図 ☐ 着色立面図 ☐ 給排水関係図 ☐ 雨水処理関係図 ☐ 植栽関係図 ☐ 現況写真 ☐ 近隣等説明経過書 ☐ 地番一覧 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（使用承諾書、賃貸契約書、管理規約等）									

（注） 法人にあっては、名称の記載及び代表者の記名押印をもって自署に代えることができる。

土地利用行為協議（変更）書
（規則第3条第6号（飲食物の提供）に該当する土地利用行為）

年 月 日

軽井沢町長 様

土地利用行為者
住 所
氏名（自署）
代理（提出）人
住 所
氏名（自署）
連絡先（TEL）

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱の規定を遵守するとともに、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

土地利用行為の内容			
屋 号（店 名）			
土地利用行為の住所		適用区分	
		用途地域	
建 物 所 有 者 （住 所・氏 名）	住 所 氏 名		
内 装 改 造 概 要			
関 連 行 為 の 概 要			
収 容 人 員	名		
備 考			
添 付 書 類	☐ 誓約書 ☐ 営業計画 ☐ 位置図・案内図 ☐ 公図の写 ☐ 給排水関係図 ☐ 現況写真（内・外） ☐ 登記事項証明書 ☐ 近隣等説明経過書 ☐ 使用承諾・賃貸契約 ☐ その他（管理規約、メニュー表、利用計画図等 ）		

（注） 法人にあっては、名称の記載及び代表者の記名押印をもって自署に代えることができる。

土地利用行為協議（変更）書
（規則第3条第6号（興行等）に該当する土地利用行為）

年 月 日

軽井沢町長 様

土地利用行為者
住 所 _____
氏名（自署） _____
代理（提出）人
住 所 _____
氏名（自署） _____
連絡先（TEL） _____

軽井沢町の善良なる風俗を維持するための要綱の規定を遵守するとともに、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

開 催 名			
行 為 の 内 容			
開 催 場 所		適 用 区 分	
開 催 期 日（時 間）	年 月 日 ～ 年 月 日		
参 集 人 員	名	参 集 範 囲	
交 通 対 策			
駐 車 場 対 策			
ト イ レ 対 策			
ご み 対 策			
実 施 本 部 （ 連 絡 先 ）			
備 考			
添 付 書 類	☐ 誓約書 ☐ 案内図 ☐ 配置図 ☐ 概要書（企画書） ☐ 参加者説明書 ☐ 揭示物見本 ☐ 施設使用承諾書 ☐ 近隣等説明経過書 ☐ その他（登記事項証明書、公図の写し等 ）		

（注） 法人にあっては、名称の記載及び代表者の記名押印をもって自署に代えることができる。

協議終了確認（変更）書

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

年 月 日付けで提出のあった協議対象土地利用行為については、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 10 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

土 地 利 用 行 為 の 内 容	
土 地 利 用 行 為 の 所 在 地	
土 地 利 用 行 為 の 種 類	規則第 3 条第 号による土地利用行為
確 認 年 月 日	
確 認 番 号	
条 件	

第 号

身分証明書

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 14 条の規定による立入調査を行うことができる者であることを証する。

年 月 日交付

軽井沢町長

印

公表通知書

第 号
年 月 日

様

軽井沢町長

軽井沢町の自然保護のための土地利用行為の手続等に関する条例第 16 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

なお、当該公表に関して、意見書、証拠書類等を提出することができます。

また、申立てにより、意見書の提出とともに、口頭で意見を述べることもできます。

記

土地利用行為の内容	
土地利用行為の所在地	
公表する事実	
根拠となる条例 又は規則の条項	
公表しようとする理由	

意見を提出する場合

意見書の提出場所	
意見書の提出期限	